

「法・施策関連」

下水

生活もしくは事業（耕作の事業を除く）に起因し、もしくは付随する排水、または雨水をいう。

下水道

下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（灌漑排水施設を除く）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く）、またこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

公共下水道

主として、市街地の雨水を速やかに排除し、また汚水を終末処理場で処理して河川に放流するもので、市町村が事業主体となって行う最も一般的な下水道である。一般に下水道といえば公共下水道を意味することが多い。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受けて処理するための下水道で、幹線管渠と終末処理場からなる。一般に流域下水道の都道府県が事業主体となって行うが、行政事務組合が実施している例もある。

都市下水路

市街地における雨水及び雑排水を排除するための下水道で、その構造は原則として開渠である。（ポンプ所が付随する場合もある）。公共下水道事業が当面行われない区域で、浸水防止の雨水排水路を設置する必要がある場合などに採用される。

終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。大阪府では「水みらいセンター」と呼んでいる。

合流式下水道

汚水と雨水を同じ管渠によって排除して処理する方式を「合流式下水道」という。雨水すべてを排除、処理するためには大規模な管渠や処理施設が必要となり、合流式下水道では一定量以上の水は「雨水吐き」などからうわ水として河川や海に放流される。これを合流式下水道越流水といい、放流先の水域での環境面や衛生面の問題が指摘されている。

分流式水道

汚水と雨水を別々に排除して処理する方式を「分流式下水道」という。分流式下水道では汚水は主として暗渠（地下埋設管）で処理場まで運ばれ処理され、雨水は雨水渠や都市下水路。

農村集落排水処理施設

農林水産省が所管する農村集落を対象とした下水道（類似施設）で、一般には「農村下水道」と呼ばれている。汚水を集めて処理する方式は下水道とほとんど同じで、汚水処理の方法は小規模な施設に適し、維持管理の容易な方法がとられることが多く、(財)日本農業集落排水協会（JARUS）により JARUS I 型、II 型・・・という形で規格化されている。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他公共の用に供される水路を指す。ただし、下水道法に規定される「公共用下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの」は公共用水域から除外される。ちなみに、すべての都市下水道は公共用下水道か流域下水道のどちらかに該当する。

環境基準

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について人の健康を保護し（健康項目）、生活環境を保全する（生活環境項目）上で維持することが望ましい基準として政府が定めるものをいう。

流総計画(流域別下水道整備総合計画)

河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するため、個別の下水道計画の上位計画として水域ごとに策定する下水道整備に関する総合的な基本計画で河川などに排除される。

行政評価

行政の仕事の効果や効率等を客観的な指標を用いて評価する仕組み。

既に欧米等では業績評価や目標管理といった民間の手法を行政にも活かしている。我が国でも、政策評価法が施行されるなど、数値で事業の成果や必要性をチェックする考え方の流れにある。

総量規制

昭和 53 年の水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全臨時措置法の改正により、閉鎖性水域（大阪湾等）の水質環境基準の確保を目的に導入された。従来の排出水の汚濁濃度規制に対し、濃度×排水量の汚濁総量により規制する方式。CODに加えて、窒素、りんについても基準が設けられ、平成 16 年から適用が開始された。

排水基準

「水質汚濁防止法」等に基づき「公共用水域」に排出する排水の水質を定めた基準。「水質汚濁防止法」の排水基準は、「有害物質（カドミウムなど）」と「有害物質以外のもの（BOD など）」がある。国が定める排水基準は「一律基準」と呼ばれ、全国の公共用水域において適用され、「一律基準」では人の健康保護あるいは生活環境の保全が十分に行えない場合には、都道府県等が「上乘せ基準」や「横出し基準」を定めることができる。基準が適用される対象は、有害物質はすべての「特定事業場」、有害物質以外は原則として平均の排水量が 50m³/日以上「特定事業場」で、基準値には「最高濃度」を定めたものと「日間平均」を定めたものがあり、原則として有害物質は最高濃度、有害物質以外のものは日間平均となっている。なお、規制対象の排水には冷却水や雨水も含まれ、また、排水基準に違反した排水を流した場合は直ちに罰則が適用され、これを「直罰規定」という。排水基準値の考え方は、例外もあるが環境基準のおよそ十倍の濃度になっている。これは排出先の水域での希釈効果等を考慮しているためである。水質汚濁防止法以外に排水基準を定めたものとしては、「ダイオキシン対策特別措置法」に基づくダイオキシンの基準がある。

上乘せ基準

「水質汚濁防止法」に基づく全国一律の基準では、人の健康保護あるいは生活環境の保全が十分に行えない区域に対して、都道府県が条例で定める、より厳しい基準のこと。「上乘せ基準」は「水質汚濁防止法」第3条第3項に基づいており、基準濃度を厳しくする場合と、50m³/日未満の「特定事業場」にも適用範囲をひろげる場合とがある。また、「上乘せ基準」は「一律基準」と同様に「水質汚濁防止法」に基づく「直罰規定」が適用される。

横出し基準

「水質汚濁防止法」の「一律基準」にない項目で、都道府県あるいは市町村の条例により規制対象とされた項目に係る排水基準のこと。「横出し基準」は、「水質汚濁防止法」第29条の規定に基づいたもので、有害物質を除く項目について規制対象とすることができる。また、「横出し基準」は、「上乘せ基準」とは異なり、条例で罰則規定を設けなければ罰則は適用されない。

下水道排除基準

下水道法施行令及び条例に基づく、工場又は事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準をいう。

汚濁負荷量

「汚濁負荷量」とは特定の水域などに流入する汚濁物の量のことで、「汚濁物の濃度×排水量」の総和をいう。排水基準は一般に汚濁物の「濃度」を対象としているが、濃度が低くても多量の排水を排出した場合、水域に流入する汚濁物は増加する。このため、汚濁物が蓄積されやすい湖沼や内湾などの「閉鎖性水域」では、汚濁物の濃度より負荷量が問題となる。また、それぞれの発生源（人、工場、家畜など）の単位当りが排出する汚濁負荷量のことを「汚濁負荷原単位」と呼び計画予測等に用いている。

除害施設

事業者等が下水道に汚水を排除する場合、下水道の機能または施設等に損傷を及ぼす恐れのある汚水はあらかじめ事業者が、下水排水基準に適合するよう処理しなければならない。この処理施設を除害施設という。

特定施設

水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法による排水規制の対象となる施設で、具体的には水質汚濁規制法施行令、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で規制されている。下水道法上も、特定施設を設置する事業場（特定事業場）から下水を排除する者は、直罰、改善命令等による規制の対象となっている。

浸水予想区域図

ハザードマップともいう。大雨による洪水から府民の生活を守るため、河川や下水道の整備は進められているが、こうした整備を進めていても、予想(計画降雨量)を上回る大雨が降った場合には、水害が発生する恐れがある。そうした水害の危険性を予め住民に知らせ、事前の予防策をとってもらうために公表される、浸水予想区域及びその危険度を表した地図をそう呼ぶ。

一次処理

下水中の固形物や油脂などを沈殿または浮上させ、分離除去を行う処理をいう。これにより後段の二次処理の負担を軽減させることができる。この1次処理を「簡易処理」ということもある。

二次処理

1次処理（沈殿処理）した下水をさらに浄化することで、一般には、活性汚泥法、散水ろ床法など、微生物の働きを利用した生物学的処理により有機物の除去を行うことをいう。

高度処理

従来の標準的な下水処理より処理水質を向上させる目的で行う処理のこと。下水の処理は主に浮遊物を除去する一次処理、主に有機物を除去するを二次処理を標準としており、この二次処理までの処理で得られる水質以上の水質を得る目的で行う処理を高度処理という。

処理区域

下水道が整備され、利用可能になった区域のこと。下水道法では、下水道が整備されると、下水道の管理者（市町村等）は処理開始の公示を行う。このような手続きを経て、各家庭などがこれに接続して汚水を処理できるようになった区域を一般に「処理区域」と呼び、「処理区域」になると、3年以内にトイレを水洗便所に改造し下水道に接続する義務が生じる。

普及率

下水道が整備され利用可能となった区域内に住んでいる人の割合。都道府県や市町村の人口に対する下水道普及人口（下水道法に基づく処理開始の公示を行った区域「下水処理区域」内に住む人口）の割合を住民基本台帳に基づいて算定したもの。

水洗化率

下水道が整備され利用可能になった区域内に住む人のうち、実際に下水道に接続している人の割合。下水道法に基づく処理開始の公示を行った区域「下水処理区域」内に住む人口「下水道普及人口」のうち実際に下水道に接続している人口「水洗化人口」の割合を住民基本台帳に基づいて算定したもの。

生活廃水

家庭、事務所、事業所等で人が生活することによって発生する排水のことで、台所、風呂、洗濯排水などの「雑排水」とトイレ排水（「し尿」）が含まれる。

家庭雑排水

生活排水のうち台所、風呂、洗濯などから発生する排水のことで「し尿」は含まず、下水道や合併浄化槽が整備されていない地域では、し尿は単独浄化槽や市町村のし尿処理場で処理され、生活雑排水は未処理のまま河川や水路にたれ流しされることとなる。

コミュニティープラント

地方公共団体、公社、公団などの公的機関、民間開発者の開発行為によって住宅団地などに設置される合併処理施設のうち、環境省所轄の「地域し尿処理施設整備事業」により設置されるものをいう。

合併浄化槽

水洗トイレ排水（し尿）と雑排水（台所、風呂、洗濯排水など）をあわせて処理する浄化槽で、雑排水（台所、風呂、洗濯排水など）も処理することから、下水道の区域外などの生活排水対策として設置が進められている。なお、合併浄化槽は流量変動や負荷変動に弱いという特徴があり、高度処理型では流量調整槽が必要となる。さらに、薬品等により微生物がダメージを受ける場合があり、管理には注意が必要である。

浄化槽

水洗トイレの排水（し尿）、雑排水（台所、風呂、洗濯排水など）を処理する施設で、処理水は下水道終末処理場以外の河川や水路に放流される。一般に「浄化槽」というと各家庭に設置される小規模のものがイメージされるが、学校、集合住宅、団地用の大規模なものもあり、農村下水道も法的には浄化槽として扱われる。トイレの排水（し尿）だけを処理する「単独浄化槽」と雑排水もあわせて処理する「合併浄化槽」があるが、単独浄化槽では雑排水が未処理のまま放流されることから、H13年4月の浄化槽法の改正で単独浄化槽の新設禁止と既設の単独浄化槽の合併浄化槽への切り替えに努めることが規定された。